

2014 年度文京区への市民の広場・文京要望

I. 基本構想実施計画について

<基本構想中間年の計画として>

基本構想実現のため、2014 年度～2016 年度を計画期間とする基本構想実施計画がスタートします。基本構想中間年の計画として、これまでの基本構想実現度評価や事務事業評価をベースに PDCA サイクルを着実に図るとともに、プラスに働く社会的要因や関連する計画の後押しがある事業等は更なる飛躍を図り、住民福祉の向上に努めること。

<計画の評価について>

現在、区民参画による協議会で進行管理が行われていますが、その方法は「基本構想実現度評価」として指標の達成度を評価しています。しかし、本来の評価はアウトカム指標を用い、計画事業の事務事業評価とあわせて総合的な見地から行うべきと考えます。中間年の計画の評価として、指標の達成度だけでなく、政策的な評価を行い、次の計画に結び付けること。

II. 障害者計画及び高齢者・介護保険事業計画の改定について

今年度行った生活実態及びサービス利用状況とその利用意向の調査をきめ細かく行ったことを評価しますが、結果を適切に分析し、利用者やその家族の意向を十分踏まえることが必要です。今後重要となってくる、在宅での看取りを視野に入れたターミナルケアを始めとした在宅医療連携、認知症対応への総合的な取り組み、介護予防事業の評価と改善、介護者支援の充実など地域包括ケアシステムの構築について、また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年度の状況に対応できるよう基盤整備を長期的な視点で、盛り込んでいくこと。

また、地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直しや特養ホームの中重度者への重点化など国の方針が示されているため、区民にとって不利益とならないよう保険者として対応を取ること。

障害者差別解消法が今年度成立しましたが、「差別的取扱い」の禁止と合理的配慮不提供の禁止が行政機関には義務付けられることになるため、2016 年度から施行に備えるとともに区民や事業者に対して周知を行うこと。

さらに、「福祉から働く」という方向性が重視されるようになってきているため、若者・母子・高齢者・障害者・生活困窮者等就労に困難さを抱える人を個別のニーズに対応するとともに就労支援という施策の枠組みで統合的かつ総合的に支援できる体制の強化を行うこと。

III. 都市計画、まちづくりについて

<緑豊かな文化の香るまちを実現するために>

絶対高さ制限や景観づくり条例など、まちづくりの基本的ツールはそろいましたが、それらの適切な運用と、自転車放置防止条例など生活に密着した細かい施策の組み合わせで、子どもやお年寄りにも住み良い、真に文化的で美しいまちを市民参加で実現すること。

元町公園と旧元町小学校の保全活用ではプロポーザルによる事業者選定段階での区民参加が検討されていることは歓迎しますが、そこに至る前段階の専門家委員会にも区民や地域の声が十分届き、活かされるような仕組みをつくること。

＜福祉との連携で高齢者など要支援者の住宅政策の拡充を＞

文京区にもいずれ来る人口減少超高齢社会に向け、また、インクルーシブ社会の到来に向け、高齢者、障害者、低所得者など要支援者の住居の課題を明確にし、住宅マスタープランの改定を始めトータルな住宅政策の拡充を図ること。

一人暮らしの高齢者の終の住まいをどう考えるか、施設の増設でカバーしきれると考えるのか、在宅介護の方向を選ぶならバリアフリー改修への助成を拡充すること。

住宅政策審議会の定期的な開催と、市民参加による政策決定を行うこと。

IV. 教育・子ども子育て施策について

＜子ども・子育て支援事業＞

子ども・子育て支援事業計画の作成には保護者が育児休業を切り上げたり、取得をためらったりすることなどないように、自営業を始め多様な働き方をするすべての保護者が、希望する時期に、円滑に、希望する保育園・幼稚園を利用できる環境を整備することが重要です。すべての子ども・子育て家庭の希望に応じられる的確な保育量を把握した支援事業計画を作成することを求めます。

障害者権利条約の批准は、教育、子ども子育て施策についても再点検を必要としています。教育、子ども子育て施策の関係者はもとよりすべての職員が「障害は個人ではなく社会にある」といった視点から作られた条約であることを理解し、障害による排除、制限が行われていないか、教育・子ども子育て施策を障害者の視点からすべてチェックを行い、排除があれば是正すること。

個々に必要される合理的配慮を欠かすことなく提供されることが徹底されること。また、合理的配慮が区にとって過度な負担がかかるとしてできないときには、どのように過度な負担となるのか当事者、その保護者に説明責任を果たすこと。

V. 組織の再編について

＜子ども組織の一元化＞

教育委員会に子ども組織を一元化することについても障害者権利条約を尊重することが重要です。障害者の視点で、**Nothing about us without us !** (われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな) というスローガンで作られた条約であることを十分に理解し、子ども組織の一元化を進めること。また、障害のある児童にかかる支給の手続きを障害福祉課に残す

ことを当事者は望んでいず、支給を別にすることは、わかりやすくなく、安心にもつながりません。障害のある子を育てる保護者の視点に立って、組織を一元化すること。

2015年度までの子育て支援部と統合に関して、準備過程での議論や検討内容は全て公開し、文教委員会に報告し審議すること。

<男女平等政策の推進と所管>

所管については、男女共同参画社会基本法に則り、政策として庁内横断的に男女平等を推進するにふさわしい所管を検討すること。

<情報公開制度>

2013年度の組織変更で、情報公開の所管が広報課から総務課に移行し、本区の情報公開制度の特長でもあった審査会への救済の申出の窓口と処分庁への異議申立て窓口が同じ総務課に一元化されました。これは合理化の反面、情報を出す立場と情報管理の立場、また、裁定する第三者機関と申立てを受ける処分庁の相反する立場を使い分けるといって非常に難しい部署の創設であり、区民の知る権利の危機的状況を感じます。公平公正な立場で情報公開制度を後退させないためにも所管について再検討すること。

VI. 2014年度区政の主要施策について

(1) 区民参画・協働について

<区民参画の推進にあたって>

- ・ 審議会等への区民参画を推進するため、公募委員のいない審議会をなくするよう努めること。団体推薦については、団体の固定化を防ぐとともに、委員の選出にあたっては、公募区民と同様に同一人物が2つ以上の審議会に在籍することを禁止し、多くの人材活用を図ること。
- ・ 計画等の策定に当たっては、審議会メンバーとしての当事者参画のみならず、幅広く当事者の意見聴取を行い区民参画の機会を広げること。
- ・ プロポーザルによる事業者選定への区民参加を図り、プレゼンテーションを公開すること。

<新たな公共の担い手プロジェクトについて>

- ・ 市民貢献講座、社会企業家育成アクションラーニング、新たな公共プロジェクトでのイベント等を展開してきましたが、「やりっぱなし感」がぬぐえません。事業の検証を行い、次のステップへどうつなげたか、検証・評価・流れの「見える化」を図ること。
- ・ 区民にとって、新たな公共の担い手プロジェクトは地域の課題解決型なのか、地域コミュニティの活性化なのか、社会起業家支援なのか、同じような顔が現れることがあり、その趣旨が明確に見えません。多くの区民に関心を持ってもらうために、事業の関連性や目的のわかるニュースに改善すること、見やすいホームページの作成などによりプロジェクトをわかりやすくすること。
- ・ 自治体とNPO等新たな公共の担い手の関係を強化するのではなく、区民とNPOの関係強

化につながる支援を行うこと。社会的課題の解決ができる存在として、区民へ働きかけができる力量をつけることができる支援を行うこと。

(2) 指定管理者の選定・評価について

<マニュアル、ガイドラインの改正>

- ・マニュアルやガイドラインの改正により、評価に参加する施設利用者数や評価の項目、評価方法の後退が見られます。チェック機関として、自らのルールを緩めることなく、評価に当たること。
- ・指定管理事業、自主事業、提案事業の定義を明確にし、自主事業については収支報告を読み込み、収益の還元が適切に行われているか精査すること。

<評価、選定にあたって>

- ・選定にあたっては、応募者の提案資料を公表することを事業者に求めるとともに、事業者の過去の指名停止等を勘案すること。
- ・評価及び選定にあたっては、事業の安定性を確保するため、事業所から平均就業年数、離職率データの資料提供をさせるとともに、ワーキングプアを生み出さないため、労務管理とりわけ人件費について、区として適切な水準を求めること。
- ・選定結果をホームページにて公表するときは、選定結果として点数のみの公開ではなく、選定委員、審査基準とした項目等も公表し、結果に対し、区民が納得のゆく公開方法に改めること。

(3) 行財政改革推進計画中間年の見直しについて

- ・公有地及び区有施設の新たな活用にあつては、社会的、地域的なニーズを的確に捉えるとともに、利用者の視点を反映させること。現在の施設のあり方については、施設白書等を作成し、区民とともに今後のあり方を考える一歩とすること。
- ・育成室、幼稚園の受益者負担における保育料については、小学生以下の複数の子どもを抱える世帯への減免など、子育て支援策として減免を導入すること。
- ・行政評価を活用した事業見直しについては、対象事業の選定が各所管に委ねられ、なぜ選定されたのか見えづらくなっています。区民に対する事業と、団体等の補助目的が強い事業では、その扱いが異なっているように見受けられます。公正な立場で、組織を横断した検討を行うこと。

(4) 情報公開制度について

- ・法人情報保護のための大量の黒塗りで、即日公開原則はなし崩しになり、延長期限ぎりぎりになる極端な例が目立ちます。条例に則り、法人情報を適切に公開すること。
- ・制度変更に際しては、区民の権利や利益を第一に、情報公開の後退にならないよう努めること。

- ・実施機関並びに公の機関の協議に関する情報は、公共の利益のため公開すること。
- ・無理に情報を特定せず、請求者の意図に沿った範囲の情報開示をすること。
- ・審査会はオンブズマン的な第三者機関とする以上、処分庁からの独立を保つために、窓口も処分庁から独立させること。審査会に区民の声が直接届くような仕組みとすること。審査会の答申が審議会の議事録経由でしか見られないのは不都合なので、ホームページに直接審査会の項を設置し掲載すること。審議会についても同様の仕組みとすること。

(5) 地域振興および観光施策について

<区内事業者の支援を図ること>

- ・区内中小事業者にはアベノミクス効果のトリクルダウンは起きていません。区自らが町に出向き、事業者の要望を把握し、適切な支援に努めること。
- ・総合評価落札方式の試行に当たっては、区内事業者が不利を被ることがないように、検証を重ね、試行結果を公表し、今後の総合評価落札方式に活かすこと。また、最低制限価格制度を導入すること。
- ・大学発ベンチャー創業支援プログラムの実施にあたっては、同様の支援が既に国や自治体で行われていることを鑑み、文京区としての特色を打ち出し、支援を図るとともに、成果の検証・評価を行うこと。
- ・ハローワーク、区内事業者と連携し、若者の就労支援のための施策をさらに拡充し、若者が将来設計の描ける文京区にすること。

<公契約条例の制定につて>

- ・公共事業に従事する労働者の賃金、労働条件に対する行政責任を明確にするためにも、公契約条例の制定を検討すること。

<観光施策について>

- ・観光の専門家を交えて作成した「観光ビジョン」に則り、観光施策を推進すること。
- ・区内観光の要望に柔軟に対応するため、観光インフォメーションのスペースの拡大を図るとともに、利用者の要望にそった活動を展開すること。観光協会の活性化を図ること。

<商店街振興について>

- ・イベントへの助成だけでなく、地域コミュニティが抱える課題解決のための新たな取組を創出することにより、商店街を中心としたまちづくり活動を支援し、商店街の活性化を図ること。

(6) シビックセンター施設管理について

<シビックセンター改修基本計画作成に向けて>

- ・防災拠点としての機能の再検討、エネルギーの時給自足、バリアフリー化など基本計画策定に当たっては、区民の施設であることを鑑み、広く区民の意見を反映する仕組みをつくること。また、改修資金についても、財政運営に支障がないよう、区民の理解を得る

こと。

<シビックセンターのバリアフリー化について>

- ・各階にバリアフリースイッチが設置されているが、すべて手動扉で1箇所も自動扉が無い
ため、車いす利用者から大変困るとの声を聞いている。せめて、半数を自動扉化して
すること。また、最新の機能をもった仕様となるように、改善を行うこと。

(7) 文京アカデミーについて

<区内まるごとキャンパスの推進にあたって>

- ・文京区に存在する文化的資源の調査・リストアップを行い、文の京に相応しい魅力の発
信を行うこと。あわせて文化資源や観光資源の保存に努めるとともに、観光施策に反映
すること。
- ・生涯学習や観光分野での人材育成については、育った人材の活躍の場を広く確保するた
め、地域コミュニティとの連携や独自組織立ち上げの支援を行うこと。
- ・障害者のスポーツ観戦、参加の取り組みを支援するとともに、環境整備を行うこと。

(8) 高齢者施策について

<認知症対策について>

- ・あらたな認知症施策の方向性実現に向けて取り組むにあたっては、医療モデルに偏重す
ることなく、本人の最善の利益が実現されるよう配慮して行うこと。

<成年後見制度の利用促進について>

- ・成年後見制度の利用実態の調査を行い、利用している区民にとって助けが必要な課題を
把握し、対策を立てること。社会福祉協議会の機能を活かし、市民後見人の養成や法人
後見の実績を増し、後見制度の利用促進に取り組むこと。

<地域包括支援センターについて>

- ・設置される分室を活用し、地域との連携を深めるために社協の地域連携推進員配置事業
の拡充や地域活動センターとの協働を進め、より地域に密着した活動を行えるよう、圏
域の考え方の見直しを行うこと。
- ・地域での連携を進める上情報共有の効率化が求められるため、ショートステイ施設等の
空き情報の提供や IT 技術を利用した個人データの管理や活用の推進を行政主導で進める
こと。

<介護者の支援について>

- ・介護者の精神的な負担の軽減や介護技術向上が期待される介護者教室や交流事業に参加
する際、要介護者を見てくれるサービスをつけるなど、気軽に参加できるようにするこ
と。また、同居家族がいる場合や高齢者世帯への生活支援など区独自の介護保険外のサ
ービスを充実するなど在宅介護の負担軽減を行うこと。

<予防事業の評価について>

- ・介護予防事業の効果を評価・分析し、今後の事業の進展に資すること。また、その効果について区民に提示すること。

<福祉人材育成・確保について>

- ・介護職員の確保が喫緊の課題となっています。介護職員の実態把握を行い、処遇の改善や企業内保育施設の充実など現場の職員の勤務継続への支援を行うこと。

(9) 障害者施策について

<障害者の権利擁護について>

- ・横浜市で行われているような「後見的支援の仕組み」を導入するなどして、障害者を支える仕組みを整備すること。

<障害者の就労支援について>

- ・優先調達法律の趣旨を踏まえ、福祉作業所からの購入を推進するとともに、大学や企業と共に福祉作業所等における商品開発、販路拡大のための支援を行うこと。また、区が推奨する製品については、「文京ブランド」のシールを貼り、知名度を高め、販路拡大につながる方策を考えること。
- ・区庁内全体で、業務を洗い出し、障害者の就労の場を確保するとともに、障害者をの採用を増やすなど区役所自体の雇用を進めること。

<障害者の地域での自立生活について>

- ・移動支援は回数制限や行先によって利用できないなど、サービスによっては、長年上限が固定化しているものもあります。全体の給付の伸びに合わせた充実を行うこと。
- ・障害者基幹相談支援センターを設置することとなるが、相談支援事業について、事業者指定や養成を適切に行い、普段利用しているところで相談支援を受けられるよう相談のワンストップサービスとなるようにすること。

<精神障害者に対するサービスの改善を図ること>

- ・自立支援法以外のサービスにおいて、精神障害者保健福祉手帳所持者は身体障害者手帳や愛の手帳保持者と比べ、受けられるサービスが異なり、不利な立場に置かれています。区が行っている障害種別対象事業を見直し、精神障害者に対するサービスの充実を図ること。特に、経済的に苦しい状況におかれている精神障害者へ障害手当の支給を行うこと。

<グループホームの等の整備について>

- ・グループホームの高いニーズに応え、場所や物件探し、近隣との調整など、区として援助を行うこと。
- ・賃貸物件を利用して福祉事業を行なっている事業者に対して、家賃補助を行うこと。

<生活福祉について>

- ・路上生活者の8割が何らかの障害（精神的、知的）があるとの調査もあり、申請から自立生活と就労支援及び就労後の継続支援まで、縦割りではなく包括的に関わる体制づく

りを行うこと。

- ・生活保護受給者が増加傾向にありますが、受給者への健康管理や就労支援等が適切に行われるようにケースワーカーの人員を増員するなど人的資源を確保すること。

<国民健康保険、後期高齢者医療保険について>

- ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険については、毎年の保険料の値上げが続き、収納率の低下傾向に歯止めがかからないなど根本的・構造的な問題があります。抜本的な改革を国に求めること。
- ・医療費の増大への対応として、レセプト点検や医療費の分析を行い、適切な医療資源の活用を行えるようにするとともに、ジェネリック薬品の普及や健康づくりに向けての環境整備を行うこと。

(10) 健康施策について

<がん対策について>

- ・特定健診の導入にともない、がん検診の受診率は全国的に低下しています。がん検診の通年受診を可能にすること。
- ・乳がん検診の受診の拡大が図られたことは評価するものです。ハイリスクに属する30歳代の女性にも超音波検診の利用などを行い、検診の対象者とすること。

<健診及び予防接種事業の利便向上について>

- ・子ども、高齢者など区民の利便性を向上させ、健診や予防接種の受診率向上に寄与するため、医師会に所属しない医療機関でも、その医療機関が区と契約をすれば区の健診や予防接種事業の対象とすること。また、そのことを区民に周知すること。

<自殺対策の推進について>

- ・庁内だけではなく、都や警察や医療機関や市民活動団体など他の関係協力機関と連携するための会議体や個別ケース検討会等自殺対策推進体制の整備を行うこと。また、市民向けの悩み相談窓口案内パンフレットの配布や実態把握調査、自死遺族支援などにも取り組むこと。
- ・自殺、自殺未遂のリスクが高い同性愛者などを孤立に追い込むことなく学校に居場所を持てるように教員研修などに同性愛者理解の項目をいれること。

<HIV感染予防について>

- ・HIV感染予防については、同性愛者などのマイノリティグループにも十分配慮した形で、中学校、高校、大学などとの連携を深め、青少年に対する正確な情報提供を行うこと。
- ・教職員に同性愛者に関する正確な知識や権利擁護意識が持てるようにするカリキュラムを研修の中に盛り込むこと。

<たばこ対策について>

- ・たばこの害から区民を守るため、区内飲食店の分煙化・禁煙化を支援し、区全域の路上喫煙禁止化の広報をさらに徹底し、道路上の禁煙マークを増やし、専門性のある人材の

人的配置など、より効果のある指導をすすめること。また、店先や道路上の灰皿等撤去するように働きかけること。

<公衆浴場対策について>

区民の衛生や健康の向上のための公衆浴場が、廃業し存在しない地域が増加していますが、高齢化や単身世帯が増えるにともない、自宅に風呂があっても見守りがないと入れないなど公衆浴場が果たしてきた入浴に関する機能へのニーズが増えています。そうしたニーズを把握するとともに、民間施設の活用などにより安心して入浴できる機能を地域に創設することを検討するとともに、公衆浴場の維持存続への効果的な対策を講じること。

<保健医療計画について>

- ・「健康日本 21（第二次）」の最終目標は、健康寿命と延伸と健康格差の縮小であり、第一次では個人の健康づくりへの取り組みが中心でしたが、今後は個人の取り組みでは解決できない地域社会の健康づくりに取り組む必要性をあげています。文京区地域福祉保健計画保健医療計画に「健康ぶんきょう21」を統合しましたが、大項目に掲げた「健康づくり推進」には社会環境の整備に対する取り組みが弱いものになっています。近年ソーシャルキャピタルやソーシャルサポートと健康との関連が重要視されており、民間団体や企業も取り込み、健康を支える環境整備を図ること。

（11）男女平等施策について

<男女平等参画意識の浸透を>

- ・地域活動団体においては、役員や委員の選出、男女平等参画の視点に立った団体運営における男女平等参画意識はなかなか浸透していません（平成24年度文京区男女平等参画推進計画推進状況報告書（案）より）。条例制定を機に、働きかけを行うこと。
- ・審議会等への女性委員の参画を40%未満とならないように、委員の改選時期をとらえて女性を登用するなど、目的達成のためのプロセスを明確に示すこと。

<男女平等センター>

- ・条例で拠点施設と定められました。センター事業のさらなる充実を図るため、センター長以外に専門職もしくは事業コーディネーターを配置すること。
- ・指定管理者評価においては、評価項目に現れない成果など、設置目的を重視した評価を行うこと。
- ・子ども連れで入れるトイレ、男性トイレに洋式トイレを設置すること。

（12）子どもの育ちと子育て支援について

<保育について>

- ・区内にある公立私立すべての認可保育園に障害のある子が除外されることのないよう、障害児保育のための支援を行うこと。

・認証保育園利用家庭への助成と同様に、無認可保育園に通園する家庭にも保育料の助成を行うこと。

- ・“待機児ゼロ”の目標を明確に掲げたうえで、認可保育園の新設を拡充すること。
- ・保育園・児童館の耐震化工事の際には、エレベーター・誰でもトイレの設置工事を標準として、障害児、障害のある保護者等が利用するハードルをさげること。

<育成室・児童館について>

- ・育成室と放課後全児童向け事業について位置づけの違いを明確にし、これまでの育成室事業の継続をはかること。
- ・児童館のあり方の検討は、広く保護者・児童の声を踏まえた検討を行うこと。
- ・都型学童クラブ補助については、保育の方内容、人的配置など十分な審査を行うこと。
- ・青少年プラザのホールなどの使用料について、中高生の視点での検証を行うこと。

(13) 教育について

<教育委員会について>

- ・文教委員会で審議された内容は、必ず教育委員会に報告すること。
- ・保護者が学校を介さず、スクールカウンセラーに直接、面談の予約を申し込めるように学校内にスクールカウンセラーの専用電話をいれること。
- ・新築、改築された学校と老朽化した学校との学校環境格差がさらに開いています。老朽化した順番に改築を進めるのでは30年後も格差は埋まりません。現在、学校生活を過ごす子ども達に間に合うように環境格差を埋める改修計画もあわせて計画すること。

<幼稚園について>

- ・区立幼稚園の抽選で漏れ、保育を受けていない3歳児以上の就学前児童に対し、保護者と離れて週に何日か保育を受けられる環境を整備すること。
- ・区立幼稚園の預かり保育を子どもの安全確保、見守りを基本とする「預かり」から脱して、保育園に準じた保育内容となるように人的配置等々を行うこと。
- ・預かり保育の定員拡大が必要なのは、小日向、明化、千駄木幼稚園だけではありません。来年度入園予定の児童の中で登録して預かり保育を希望する家庭数を各園ごとに早急に調査し把握すること。そして、必要な家庭がすべて預かり保育に登録でき「子育てと仕事の両立支援」を受けられるよう来年度各園の実態にあわせ定員の拡大をすること。

<特別支援教育について>

- ・障害の有無に関わらず共に教育を受けるインクルーシブ教育の下、就学、交流及び共同学習は保護者の意向を最大限に尊重すること
- ・小日向小学校に新設する特別支援学級は隔離をすることなく。保育園・幼稚園で共に生きてきた生活に関しては小学校でも確実に継続できることを基本とすること。

<いじめ防止について>

- ・「いじめ防止対策推進法」と、それに基づく「いじめ対策指針及び対応マニュアル」の教

職員への徹底をはかること。

<危機管理体制の改善について>

- ・区立全小・中学校、幼稚園に派遣した「学校安全アドバイザー」から、それぞれに指摘された事項は区内の全校・園で共有すること。
- ・学校の通学路において安全対策が完了していない個所を早急に対処すること。

<食物アレルギーの子どもたちへの対応について>

- ・調布市での食物アレルギーによる児童死亡事故をうけて、本区でも「文京区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」が改訂されました。保護者と校内検討委員会、学校医の連携は行われていますが、委託先である事業者と調理現場及び栄養士との連携など、現場での食物アレルギーを防ぐための方策を定期的に確認すること。
- ・アナフィラキシーの対応においては、アナフィラキシーを理解しエピペンの実技指導を含む講習会を多くの教職員が受講することが食物アレルギーから子どもたちを守るために必要です。ある調査では、教職員のエピペンに対する不安は①実施のタイミング、②保護者からの使用に対するクレーム、③使用方法があげられていますが、エピペン使用のタイミングや使用方法について保護者と共通理解を図り、安全を確保すること。

(14) 災害対策と危機管理について

<災害時要援護者名簿について>

- ・名簿活用の主体を明確にし、要援護者一人ひとりの状況とニーズを把握し、個別支援計画を立て、支援の総合的な調整を行い、具体的な訪問訓練等を行うこと。
- ・本来、要援護者名簿に登録が必要な方が漏れているケースについて、登録を再度促すこと。

<避難所運営協議会について>

- ・運営協議会メンバーの半数は女性とし、適材適所に配置し運営にあたる体制をつくるよう指導すること。また、東日本大震災では避難所で過ごす障害者や女性たちが様々な困難に直面しました。これらを改善するため、協議会では運営訓練だけでなく、学習会等を開催すること。
- ・協議会を立ち上げても、休眠状態が多いので、再開と運営の訓練を行うことを区が指導すること。

<災害を想定した空き家対策について>

- ・除却にあたり、除却後の土地を区が無償で借り受け、公共目的で活用する折、消防団の分団基地、避難所に来ない、来られない住民のサポート拠点など災害対策にも活用すること。

<耐震改修促進事業について>

- ・借地・借家の場合進まない事例が多いので、地権者・大家への働き掛けを区が行うこと。

(15) 都市計画・まちづくりについて

<公的住宅の在り方>

- ・シルバーピアなど公的住宅の指定管理者制度移行に伴う居住者への支援や管理の質の低下がないよう、住宅ごとの管理・運営のモニタリング、指定管理者評価以外にも福祉的な面から随時チェックすること。
- ・これまでの管理者だった住宅供給公社が維持管理に際して区内事業者にも配慮した方法をとってきたことを参考に、新たな指定管理者にも配慮を促すこと。
- ・公的住宅条例を、人権、インクルーシブ、バリアフリー、男女平等、セクシャルマイノリティへの配慮などの見地から整備すること。

<高齢者・障害者向け住宅について>

- ・高齢者サービス付き住宅が国交省と厚労省の共管となり住宅政策と福祉政策の統合の流れがあります。文京区においても、かつてのように福祉部に住宅担当を置き、福祉政策と密着した住宅政策を行うこと。
- ・区内に障害者が住み続けられるように、民間住宅へのバリアフリー改修の促進や障害者向けの公的住宅の整備や家賃助成など検討を行うこと。
- ・文京区の住宅政策については、新たな基盤整備を行わず、ストック活用を行うとしていますが、ストック活用の実績が上がっていません。東京都も2011年10月に高齢者の居住安定確保プランを策定しています。文京区の住宅政策の見直しを行い実効性のある住宅政策を構築すること。

<都市計画の諸制度に関する施策や情報開示の早期化・適正化>

- ・高さ制限施行に際し、近隣の建築で住環境が悪化する区民をわがままと切り捨てず、生活保全の視点で支援を行うこと。
- ・大型既存不適格建築物への対応や大規模地区計画の推進に関し、区民への早期で適切な情報提供を行うこと。
- ・大型再開発に関する情報、特に区民への影響が重大な交通計画や環境調査などの情報を速やかに開示すること。
- ・区として公共建築物等の木材利用促進方針を早期に策定すること。
- ・景観づくり条例や風致地区条例の適切な運用で大きな緑地を守ること。

<生活密着型施策の充実>

- ・放置自転車の防止は中高層建築物等指導要綱の駐輪場付置義務では建物完成後は対応できません。駐輪場付置義務つき自転車等放置防止条例の早期制定で、既存の店舗などにも義務づけること。併せて違法駐輪削減の実効性を高める施策を行うこと。
- ・東京都地下浸水対策や雨水浸透・排出対策などが、文京区の開発許可や中高層指導要綱の審査の際に全く連携され調整されていません。建築紛争を抱える住民は、苦しい状況の中各行政庁と部署を自ら回り、独自に調べなければならず、さらに苦しい思いをしています。行政自ら諸制度の有機的連携を図り、住む人の視点に立った基礎自治体になるよう努めること。

＜バリアフリー新法に基づく基本構想の作成について＞

- ・基本構想の作成にあたっては、あらゆる段階での区民・当事者参画を保障し、三田線春日駅大手町方面ホームからのワンルート確保を行うとともに、既にワンルート確保されているところでも、より利便性の向上を目指し、既存に甘んじることなく、よい改善を目指す法の趣旨であるスパイラルアップを行うようにすること。

(16) 資源・環境関係について

- ・省エネから創エネへの発想転換で、温暖化対策から地域エネルギービジョンへの展開を図ること。太陽光発電を始めとする原子力発電に頼らない再生可能自然エネルギーの活用で、公共施設や住宅など民間の建物を市民発電所に変え、さらに市民発電所と蓄電装置への助成で災害時のエネルギーを確保すること。
- ・2R 促進と費用負担の公平化のための拡大生産者責任確立に向け区独自の施策を検討すること。グリーンコンシューマーとリユースの普及のために環境教育の充実を図ること。

(17) 人材の活用と職場環境の確保について

＜職員の能力活用と働きやすい職場の確保を＞

- ・女性が管理職を目指しやすい職場環境作りを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの観点から男性の育児休暇取得者を 10%の目標値に甘んじることなく、育児休暇を取りやすい職場雰囲気作りに取り組むこと。
- ・専門的な知識や技能を要する部門での退職不補充や非常勤職員での対応は、知識や技術の継承ができなくなるばかりでなく、区民への対応も困難になります。専門職の職員の採用を図ること。
- ・婦人相談員は 1956 年に成立した売春防止法により「社会的信望があり、熱意と見識を持っている者に委嘱する非常勤」とされています。時代を経て、その働きも大きく変わっています。専門職であるから非常勤とするのではなく、福祉職として正規化をはかること。
- ・多くの自治体が正規職員に替えて非常勤職員を雇用しています。しかし非常勤職員の中には正規職員と勤務内容がほとんど変わらない実態がありながら、低賃金、福利厚生等の条件整備は整っていません。同一労働同一賃金に基づき、非常勤職員の待遇改善を図ること。